



都留市

DX（デジタル・トランスフォーメーション） 推進方針

令和5年3月

目次

- 1.背景・目的
 - 1-1.背景
 - 1-2.目的
- 2.方針の位置づけ
 - 2-1.推進期間
- 3.将来像
 - 3-1.DXを活用した将来像
- 4.推進体制
- 5.基本方針
 - 5-1.本市のDX推進に向けての課題
 - 5-2.取り組みの基本方針
 - 5-3.住民サービスの向上
 - 1.マイナンバーカードの普及促進
 - 2.行政手続きのオンライン化
 - 5-4.地域社会の情報化
 - 1.オープンデータの推進
 - 2.デジタルデバイド対策
 - 5-5.行政業務の効率化
 - 1.自治体情報システムの標準化・共通化
 2. AI・RPAの利用促進
 - 3.デジタル人材の育成
 - 4.ペーパーレス化の推進
 - 5-6.セキュリティ対策強化
 - 1.ネットワークインフラの見直し
 - 2.セキュリティ対策の徹底

用語集



はじめに

令和2年12月25日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、今後目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」との指針が示されました。

近年の社会全体を取り巻く環境は、情報通信技術の発展や人口減少や高齢化、新型コロナウイルス感染症など、今までにない大きな変化を迎えています。

こうした社会情勢の変化に対応するため、デジタルの力を最大限活用し、誰もがデジタルの利便性を享受可能な社会を実現するため「都留市DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進方針」を策定しました。

今後はこの方針を柱とし、行政手続きのオンライン化を始めとした行政におけるDXのさらなる推進や市民サービスの向上及び職員の働き方改革を推進し、本市の目指す将来像である「ひと集い 学びあふれる 生涯きらめきのまち つる」を実現します。

令和5年4月
都留市長 堀内 富久



1. 背景・目的

1-1. 背景

政府により令和2年12月25日に閣議決定した「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

上記ビジョン実現のために特に市区町村には以下2点の推進が重要だとされています。

- ・自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる
- ・デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく

とくにデータ活用については、保有データの共有や活用、EBPM等により自らの行政の効率化・高度化を図るとともに、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出されることが期待されるとしています。

このようにデジタル技術を活用した行政サービスの改革については、単にデジタル化するだけでなく、デジタル技術はあくまで手段として有効活用することで、より良い社会へと変革することが重要とされています。

- ・デジタル・ガバメント実行計画（2020年12月25日閣議決定）
- ・自治体DX推進計画（2020年12月25日）
- ・デジタル庁の創設（2021年9月1日）

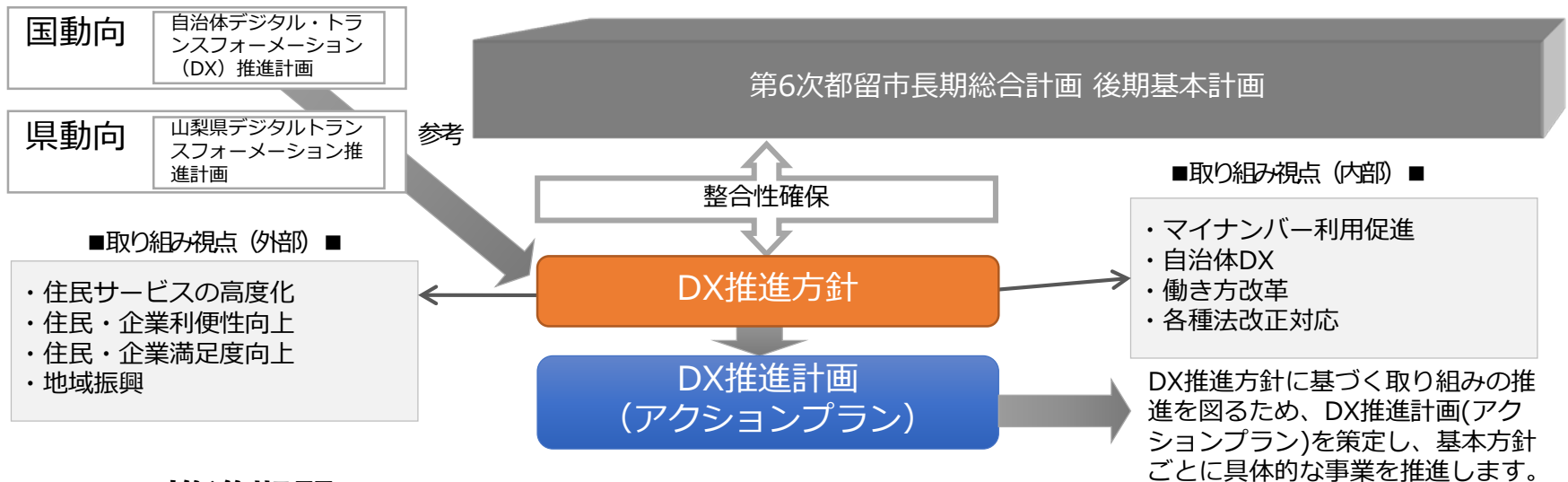
1-2. 目的

ひと集い 学ぶあふれる 生涯きらめきのまち つる

こうした社会情勢の変化や政府の方針策定に伴い、本市の目指すべき将来像である「ひと集い 学ぶあふれる 生涯きらめきのまち つる」の実現向け、デジタルの利便性を誰もが享受可能な社会を実現するために都留市DX推進方針（以下「推進方針」という。）を策定しました。

2. 方針の位置づけ

本方針については、本市の最上位計画である「第6次都留市長期総合計画 後期基本計画」をDXの側面から推進するための基本的な考え方をまとめた「DX推進方針」として位置づけます。また、総務省策定の「自治体DX推進計画」や山梨県庁策定の「山梨県デジタルトランスフォーメーション推進計画」を踏まえた内容とします。



2-1. 推進期間

DX推進については、国からの指針が示されている状況ではありますが、具体的な内容が含まれておらず、具現化が困難な状況であります。そのため、DX推進の第一歩として、基本的な考え方を明確にし、DX推進の取り組みをより現実的なものとするために推進方針を策定します。

令和5年度に推進方針を策定するとともに、DXへの取り組みをより推進するため、対象期間は令和5年4月から令和8年3月までの3年間とします。また、本推進方針は、国の方針の見直し等により、必要に応じて見直しを行います。

3. 将来像

3-1. DXを活用した将来像

本推進方針策定に伴い、社会全体がどのように変わるのか、将来のイメージを示すことが重要だと考えます。

そのため、DXを活用した社会の実現をより具体的にしていくことを踏まえ、将来像を以下に示します。



IDひとつで様々なサービス
が利用可能な社会

本人確認を要するサービスでの
マイナンバーカード活用



図書館利用機能の付与

デジタルで暮らしが豊かに

知りたい情報がすぐに
みつけれられるサービス

行政情報へのアクセス向上



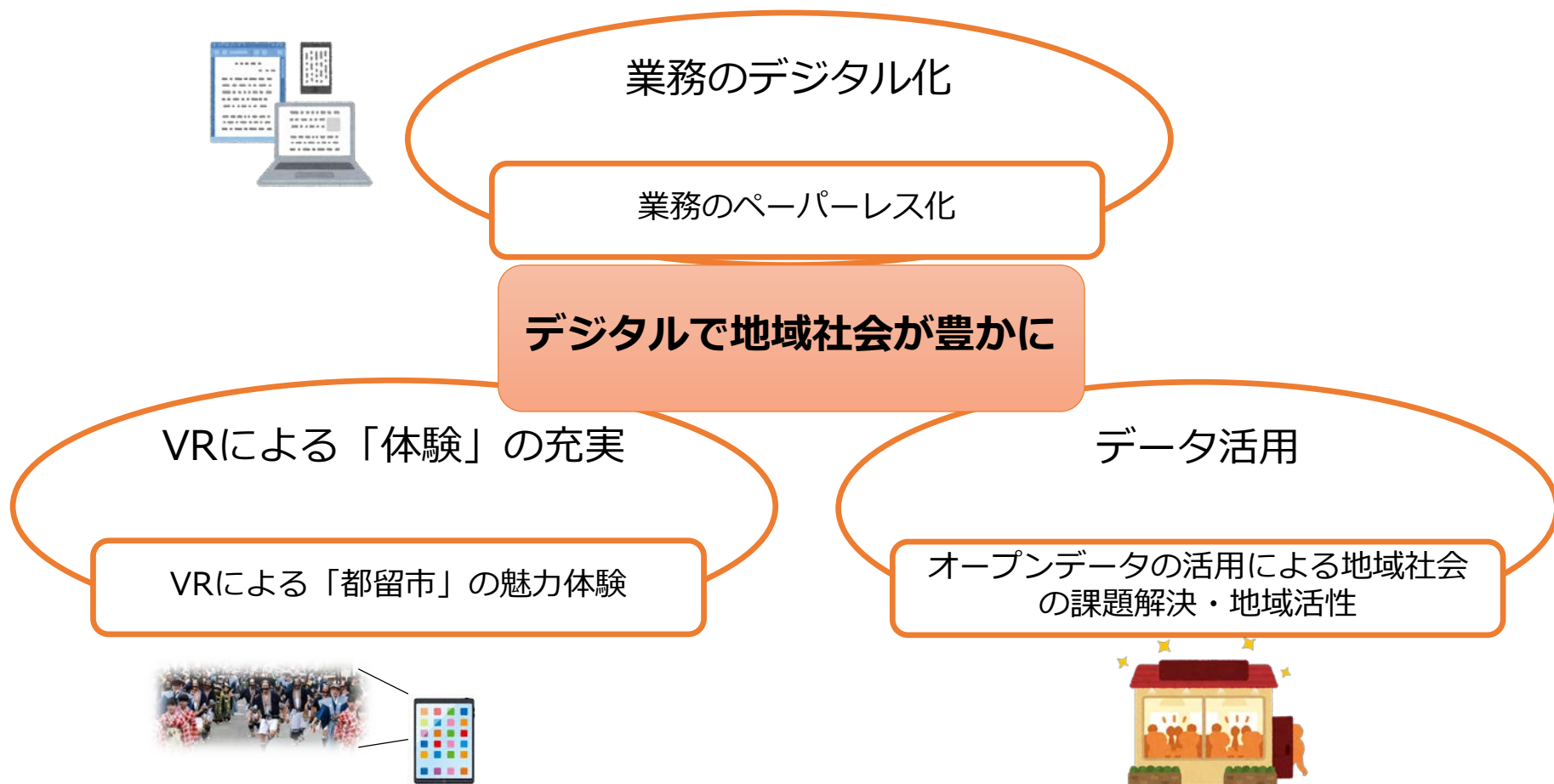
個別最適化された
プッシュ型サービス

スマホアプリによるプッシュ型
情報提供



3. 将来像

3-1. DXを活用した将来像



3. 将来像

3-1. DXを活用した将来像



デジタル化に伴う
セキュリティ対策の強化

安全なセキュリティ基盤の整備

デジタルで地域社会を安全に

災害に負けない
業務システムの実現

クラウド化によるシステム強靱化



誰もが安心して利用できる
デジタル環境の整備

デジタルデバイドの解消

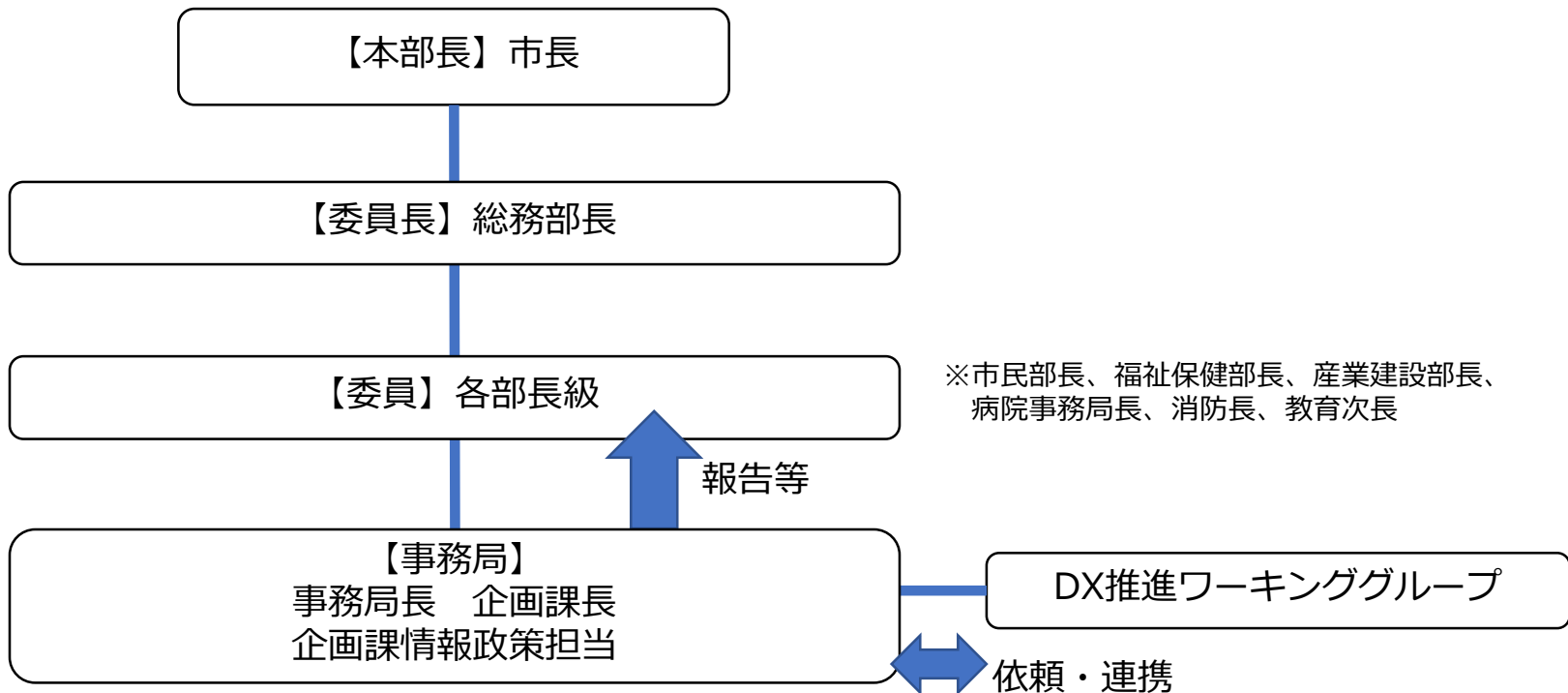


4. 推進体制

本推進方針においては、住民サービスの向上や庁内における職員の働き方改革など、業務が多岐に渡ることから全庁的な取り組みが必要となります。

本市のDXに関する推進体制を以下に示します。

都留市DX推進本部



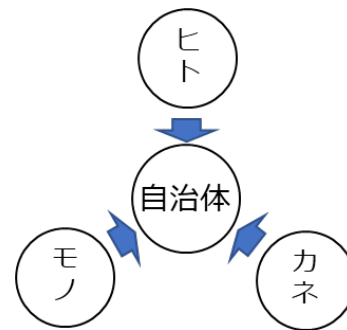
5. 基本方針

5-1. 本市のDX推進に向けての課題

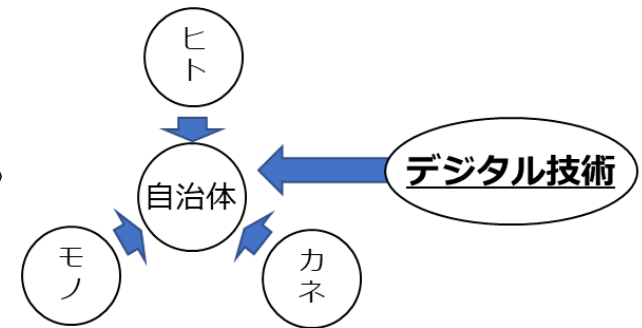
社会情勢の変化

スマートフォンやタブレットなどに代表されるように、昨今のICTの発展は著しく、生活に無くてはならないものとなっています。そのため、今までの「ヒト」「モノ」「カネ」だけの考え方から、+「デジタル技術」を踏まえた地域全体のデジタル化を実現する必要があります。

従来の考え方



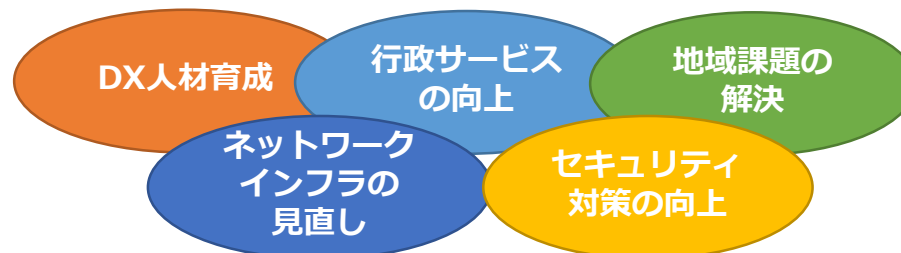
現在の考え方



本市における課題

本推進方針策定にあたっては、本市のDXに関する取り組みを実施するために本市が抱える問題や解決すべき課題の整理が必要となります。そのため、推進方針の検討に際して、国の指針や動向を踏まえるとともに、以下に示す本市の課題を踏まえた方針を策定します。

本市のDX推進に向けての課題



5. 基本方針

5-2. 取り組みの基本方針

都留市独自の問題・課題を整理し、国の方針や重点施策を踏まえた取り組みを4つの基本方針として整理しました。DX推進方針に基づく取り組みの推進を図るため、DX推進計画(アクションプラン)を策定し、基本方針ごとに具体の事業を推進いたします。各方針における重点施策は各項目をご覧ください。

【方針1】

ICTを活用した住民サービスの向上

- (1)マイナンバーカードの普及促進・利活用
- (2)行政手続きのオンライン化

【方針3】

ICTによる行政業務の効率化

- (1)自治体情報システムの標準化・共通化
- (2)AI・RPAの利用促進
- (3)ペーパーレス化の推進
- (4)デジタル人材育成

ひと集い 学ぶあふれる 生涯きらめきのまち つる

【方針2】

地域DXの推進

- (1)オープンデータの推進
- (2)デジタルデバイド対策

【方針4】

セキュリティ対策の徹底

- (1)ネットワークインフラの見直し
- (2)庁内セキュリティ対策強化

5. 基本方針

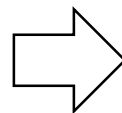
5-3. 住民サービスの向上

5-3-1. マイナンバーカードの普及促進（国の重点施策）

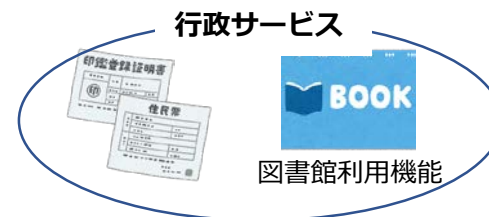
マイナンバーカードは、オンライン上で本人確認を可能とする電子証明書を搭載することが出来るデジタル社会の基盤となるものです。本市では、ホームページや広報誌などにより、マイナンバーカードについての周知・啓発を行っています。マイナンバーカードについては、本人確認におけるマイナンバーを証明するための書類や口座開設などのオンラインサービスでの利用、健康保険証などで利用可能となります。

上記以外にも、国の動きとして、カード機能のスマートフォン搭載や運転免許証の一体化など、さらなる活用方法を検討しています。そのため、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の有効性確認（本人確認）の仕組みを活用し、マイナンバー1枚で、様々な行政サービスが受けられる「住民カード化」を検討し、住民の利便性を高めるための利活用の促進や新たな行政サービスでの活用を推進します。

マイナンバーカード



住民カード



本方針対象期間（赤枠）

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
カードの機能（電子証明書）のスマートフォン搭載の実現	運転免許証との一体化	（国の動き）		
普及促進			利活用の推進	

5. 基本方針

5-3. 住民サービスの向上

5-3-2. 行政手続きのオンライン化（国の重点施策）

国から示された「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」と併せて「自治体の行政手続きのオンライン化に係る手順書」が示されました。上記によると、自治体におけるデジタル・ガバメントの推進にはサービスの表面だけではなく、その裏側の仕組みも含めたデジタル化の徹底が必要であり、このような観点を踏まえ、行政手続きのオンライン化の推進に取り組むこととされています。

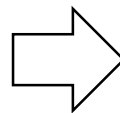
スマートフォンやタブレットなどが当たり前の社会となった今、これらの利用を前提としたサービスが急速に拡大しています。

これらは自治体でも同様のニーズが求められており、行政への申請手続きについても、民間のサービスと同様にオンラインで完結できるようなサービスを実現する必要があります。そのため、上記の手順書に基づき、実施可能な手続きの選定とともに、国が用意する基盤との連携を進め、行政手続きのオンライン化を推進します。

従来の対面型窓口（例）



選択肢強化



オンライン手続き



本方針対象期間（赤枠）

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
実施可能な手続きの選定		連携システム導入	手続きオンライン化の実装	
行政手続オンライン化の推進				

5. 基本方針

5-4. 地域社会の情報化

5-4-1. オープンデータの推進

自治体におけるオープンデータの取り組みとして、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）において、国及び地方公共団体はオープンデータに取り組むことが義務付けられました。オープンデータへの取組により、国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化等が期待されています。

本市では、オープンデータの取り組みとして、GIS（地理情報システム）における空間情報データのオープンデータ化を予定しています。さらに、オープンデータの基盤を整備し、今後、本市が保有する各種データを集約・公開することで、データの利活用が促進されることにより、「市民協働の促進による市民サービスの向上」、「地域経済の活性化」、「行政の透明性・信頼性の向上」、「行政業務の効率化、高度化」などに資することが期待されることから、上記の取り組みを推進します。

本市の各種データ



データの集約・
オープンデータ化



データ利活用による課題解決



本方針対象期間（赤枠）

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
導入・ 運用	連携	オープンデータ化 地域課題の解決		

5. 基本方針

5-4. 地域社会の情報化

5-4-2. デジタルデバイド対策

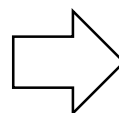
現在、ICT（情報通信技術）は広く社会に浸透しており、スマートフォンやインターネットショッピングなど、デジタル技術は生活に欠かせないものとなっています。上記のデジタル技術の活用においては、環境整備だけではなく、社会全体がデジタル技術を使いこなせる人材を育成する必要があります。

そのため、本市では、地域社会の情報化を推進するために、デジタル活用支援に関わる住民向けの講座を開催することで「デジタル技術を使いこなせる人材」を増やし、地域社会のデジタル化を推進します。

住民向け講座（ふれあい講座等）



地域社会のデジタル化推進



本方針対象期間（赤枠）

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
地域社会のデジタル化推進				

5. 基本方針

5-5. 行政業務の効率化

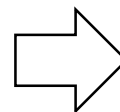
5-5-1. 自治体の情報システム（基幹系）の標準化・共通化（国の重点施策）

本市における個人情報を取り扱う業務システム（「基幹業務システム」と言います。）については令和3年度に基幹系システムの刷新を実施しており、現在、庁舎内でシステムが稼働しています。国の方針として、全ての市町村は令和7年度までに、住民基本台帳や個人住民税などの20業務のシステムを、国が整備する共通のクラウド環境（ガバメントクラウド）へ移行する必要があります。

そのため、令和7年度までに安心・安全なクラウドへの移行を実現します。

また、20業務のシステム以外の関連システムについて、移行の計画を策定し、計画に則り移行を実施します。

住民基本台帳などの20業務



ガバメントクラウドへ移行



本方針対象期間（赤枠）

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	移行準備		切替	
導入計画方針策定			ガバメントクラウドでのシステム稼働	

5. 基本方針

5-5. 行政業務の効率化

5-5-2. AI・RPAの利用促進（国の重点施策）

総務省「地方公共団体の職員数の推移」によると、自治体の職員数は20年間で40万人以上が削減されています。生産年齢人口減少による税収の減少や、住民サービスのニーズの増加に伴う支出増に備えるため、財政基盤の強化を図らなければならず、全国的に人件費は削減されている傾向にあります。

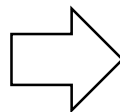
その一方で、自治体業務は、ライフスタイルの多様化による住民ニーズの変化への対応が課題となっており、自治体職員1人当たりの仕事量は増加しています。そのため、職員数の減少や質の高い住民サービスの提供という相反する課題に対応するために、AI・RPAを活用した業務の自動化を推進します。

また、将来的に本市で培った事例を近隣自治体と連携し、より効率的かつ高度な業務改善を推進します。

既存業務



AI・RPA活用による自動化等



業務効率化・住民サービス向上



本方針対象期間（赤枠）

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
AI・RPA活用・実証		AI・RPAの活用拡大		

5. 基本方針

5-5. 行政業務の効率化

5-5-3. デジタル人材の育成

DXを推進していくためには、常に進化し続ける技術やそれに伴う人々の生活の変化に合わせて、業務・サービスを変革・創出していく必要があります。絶えず技術、環境などの変化を意識し、スピード感をもって対応していくことが重要となります。そのため、今後のDX推進に求められる人材の育成を実現するために「都留市デジタル人材育成基本方針」を策定しました。

本市の業務におけるDX推進のために必要となる各種研修や資格取得など、デジタル人材の育成を実施します。

DX推進のための人材育成



本方針対象期間（赤枠）

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方針に基づく人材育成の実施				

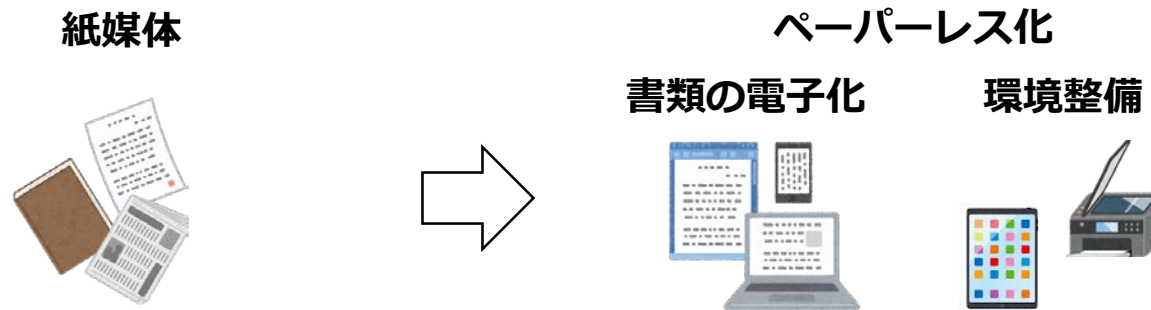
5. 基本方針

5-5. 行政業務の効率化

5-5-4. ペーパーレス化の推進

本市ではデジタル化を推進するために、既存紙媒体を前提とする業務を見直し、ペーパーレス化を推進します。ペーパーレス化を推進するためには、紙（アナログ）からデータ（デジタル）への移行が必要となります。そのため、上記を推進するために必要となる会議システム環境整備やタブレット端末の導入、プリンタの統廃合、電子決済・文書管理、AI-OCRなどの環境の整備も併せて実施していきます。

環境整備以外にも、デジタル化に対応した環境への移行に伴い、デジタル資料を説明者が発表するためのプレゼンテーションスキルの向上などにも取り組みます。



本方針対象期間（赤枠）

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ペーパーレス化の推進と環境整備				

5. 基本方針

5-6. セキュリティ対策強化

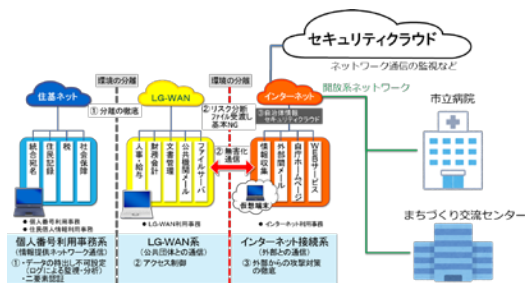
5-6-1. ネットワークインフラの見直し

自治体の情報システム（基幹系）の標準化・共通化や行政手続きのオンライン化など、ICTの活用は今後さらに加速されることが予想されます。

ICTの基盤となるネットワークは、デジタル化された情報を繋ぐ道路として機能しており、これらの活用が進むことにつれ、通信量の増大や情報セキュリティ対策の向上が求められます。

そのため、本市の庁内ネットワークについて、将来的なDX推進に対応できる基盤として機能させるため、今後求められる庁内ネットワーク環境の在り方の検討から環境の整備を実施します。

現在のネットワーク環境



将来あるべきネットワーク環境



本方針対象期間（赤枠）

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
将来あるべきネットワーク環境の整備				

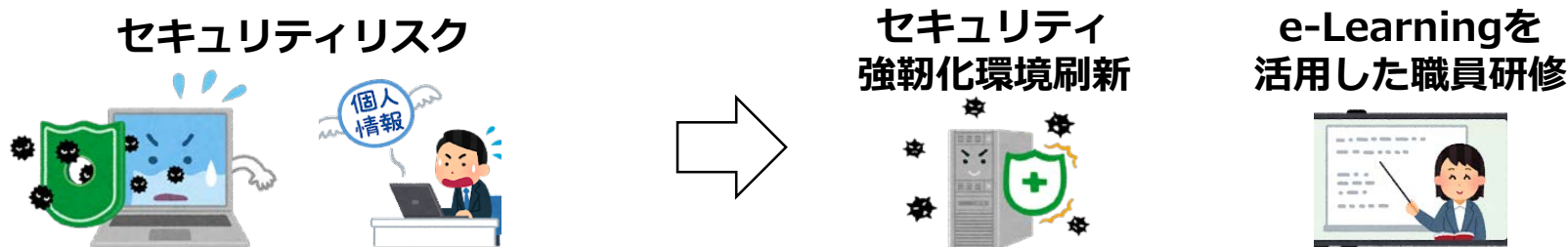
5. 基本方針

5-6. セキュリティ対策強化

5-6-2. セキュリティ対策の徹底（国の重点施策）

行政手続きのオンライン化やテレワークなど、アナログからデジタルへの変化が進むことにより、住民の個人情報を守るために更なる情報セキュリティ対策の強化が必要となります。本市では、平成28年度に実施した、国が求める情報セキュリティ対策である三層分離の環境を整備しています。これらの環境が長期間利用に渡り利用されていることから、環境の刷新を実施します。

環境の刷新以外にも、個人情報を取り扱う本市職員のセキュリティに対する意識向上が必要となることから、情報セキュリティ対策強化としてe-Learningを活用した職員研修を実施します。



本方針対象期間（赤枠）

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
環境更新		稼働		
職員セキュリティ意識の向上				

用語集

No	用語	説明
1	DX（デジタル・トランスフォーメーション）	Digital Transformationの略語。Transformationは「変容」という意味であり、DXを直訳すると「デジタルによる変容」となる。デジタル技術を用いることで、生活やビジネスが変容していくことを指す。
2	ICT	Information and Communication Technology の略。情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称。
3	クラウド	インターネットなどのネットワークを経由し、コンピュータの利用などのサービスを提供する形態。コンピューティング資源（ソフトウェア、ハードウェア、処理性能、記憶領域、ファイル、データなど）を必要に応じて利用する方式のこと。
4	ガバメントクラウド	政府共通のクラウドサービスの利用環境である。クラウドサービスの利点を最大限に活用することで、迅速、柔軟、かつセキュアでコスト効率の高いシステムを構築可能とし、利用者にとって、利便性の高いサービスをいち早く提供し改善していくことを目指すもの。地方公共団体でも同様の利点を享受できるよう検討を進めている。
5	情報セキュリティ	情報資産に対する機密性、完全性、可用性を維持すること。 機密性…情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保すること。 完全性…情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保すること。 可用性…情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保すること。
6	オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したもの、③無償で利用できるもの、といういずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。

用語集

No	用語	説明
7	基幹業務システム	自治体の情報システムのうち、住民票・証明書発行や税金などの、主に住民に直接関係する行政サービスに関するシステムの総称のこと。
8	コンピュータ	与えられた手順に従って複雑な計算を自動的に行う機械。特に、電子回路などを用いてデジタルデータの入出力、演算、変換などを連続的に行うことができ、詳細な処理手順を人間などが記述して与えることで、様々な用途に用いることができる電気機械のこと。
9	システム	コンピューターを使った情報処理機構。また、その装置。コンピューターシステム。
10	デジタル	整数のような数値によって表現されるということ。工業・工学的には、状態を示す量を量子化、離散化して処理を行う方式。アナログと対をなす概念であり、デジタルは一定の数値ではっきりと区切りをつけるため、「あるか/ないか」「マルかバツか」といったように、中間部分を省いた状態で情報を表すが、アナログは常に変動している情報をそのまま表すことが可能。
11	デジタルデバイド	コンピューターやインターネットといった情報技術を利用したり、使いこなしたりできる人と、そうでない人の間に生じる格差と、地域間や国家間で生じる格差のこと。
12	EBPM	Evidence-Based Policy Makingの略。統計や業務データなどの客観的な証拠に基づく政策立案のこと。
13	GIS	Geographic Information System（地理情報システム）の略。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

用語集

No	用語	説明
14	ネットワーク	パソコン、スマートフォンなどの通信端末や各種サーバーの間を有線や無線でつなぎ、情報の伝送を行うための通信設備のことであり、通信回線と通信機器から構成される。
15	e-Learning	e-Learning（イーラーニング）とは学びを電子化したもの、つまり、パソコンやタブレット、スマートフォンを使ってインターネットを利用して学ぶ学習形態のこと。
16	タブレット	画面を直接触って操作、携帯できる情報端末のこと。タブレットはスマートフォンやパソコンの中間的位置づけにある情報端末。
17	スマートフォン	従来の携帯電話に比べてパソコンに近い性質を持った情報端末。大きな画面でパソコン向けのWebサイトや動画を閲覧できたり、アプリケーションを追加することによって機能を自由に追加することが可能。
18	RPA	Robotic Process Automation の略。 パソコンを使用して行う入力、集計といった定型業務を自動化できるソフトウェアのこと。
19	AI	Artificial Intelligence の略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。
20	AI-OCR	AI を取り入れた、画像データのテキスト部分を認識し、文字データに変換する光学文字認識機能（OCR）のこと。AI を組み込むことで、読み取り精度を従来の OCR よりも大きく向上させている。

用語集

No	用語	説明
21	自治体情報セキュリティクラウド	都道府県と市区町村が Web サーバ等を集約し、監視及びログ分析・解析など、高度なセキュリティ対策を実施するクラウドサービスのこと。
22	プッシュ型	利用者が能動的な操作や行動を行わずに、提供する側から自動的に行われるタイプの技術やサービスのこと。